

第2次 新横田基地 公害訴訟 原告団 ニュース

〔発行者〕

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX.042-552-4451

http://www.yokota-kougai.com/

東京地裁立川支部へ提訴

「原告団・支援者ら裁判所前で訴え」

本日3月26日、第2次新横田基地公害訴訟を東京地方裁判所立川支部に提起しました。

平成19年5月に終結した前回の裁判後も、依然としてやむことのない騒音により、多くの住民が苦痛にさいなまれているのが現状です。そのような状況を打破するために立ち上がった原

告の数は総勢905名に上りますが、今後も追加提訴が予定されています。

今回の訴訟では、前回に引き続き夜間早朝の飛行の差し止め並びに過去分及び将来分の損害賠償請求を求めています。飛行の差し止めを求める時間帯につき、従来午後9時から翌午前7時までとしていたもの



裁判所へ入場する原告ら

を、これに加えて家族だんらの時間を保障させるために、差し止めを求める時間帯を夜7時から翌朝7時までと従来より拡大した点に特徴点があります。

また、これまでW値(うるささ指数)75以上の地域住民にのみ認められていた損害賠償の範囲を、W値70以上まで広げることも目的としています。更に、前回訴訟で惜しくも認められなかった将来にわたる損害賠償請求についても、改めてこの裁判においても求めていきます。

原告団長を務める大野芳一さんは、「静かで平穏な生活を勝ち取るために、長年たたかってきた。前回訴訟の高裁判決で国側の怠慢が厳しく非難されたにもかかわらず、状況は何ら変わらないまま現在に至って

るのは誠に遺憾である。今回の提訴を機に、国には然るべき対応を取っていただきたい。」などと述べられました。

第1回期日は今後の追加提訴時期も踏まえて決定される予定ですので、決まり次第お知らせします。

社会の関心高く判例変更に向けて

今回の提訴に対し、社会からも大きな関心が寄せられています。

昨年10月17日に行われた提訴表明会見が大々的に報じられたのも記憶に新しいところです。

前回訴訟の高裁判決においては一部ながら将来請求が認められ、最高裁判決で結論が覆されたものの、多数意見中の補足意見の中で将来の判例変更も示唆されました。

今回の提訴はこれまでの状況を打破する重大な布石となるでしょう。

原告団結成総会開催

新役員選任される

去る2月24日、昭島市役所市民ホールで原告団結成総会を開催しました。総会には多くの原告が参加し、原告団規約、予算等が満場一致で可決されました。また、団長・副団長を始めとした新役員11名が選任されました。新役員の役職・氏名は次のとおりです(敬称略)。

◇ 【団長】大野芳一(昭島市緑町在住) 【副団長】中島利美(八王子市久保山町在住)、御供所弘人(福生市熊川在住)、山口義郎(瑞穂町箱根ヶ崎在住)【事務局長】清水幸一(瑞穂町箱根ヶ崎在住)【事務局次長】金子康彦(八王子市久保山町在住) 【幹事】赤松正一(昭島市大神町在住)、岡口明(瑞穂町箱根ヶ崎在住)、赤松文代(昭島市大神町在住) 【会計】清水幸一(事務局長兼

務)【会計監査】横田博(八王子市久保山町在住)、堀俊彦(昭島市美堀町在住)

◇ 団長に選任された大野さんは、就任挨拶において、「長年にわたる騒音被害をなくすためには、被害住民が声を出し続けることが重要であり、裁判を起こして問題を社会に認知させなければ、国の重い腰は上がらない。静かで安全な暮らしを勝ち取るために原告みんな



壇上に上がる役員ら

なで協力してたたかっていた」と決意を述べました。総会の第二部冒頭には、

沖縄県伊是名島出身で沖縄三線名手の名嘉常安さんの三線演奏・民謡歌唱が披露され、会場を大いに盛り上げてくれました。

◇ 弁護団からは、事務局長の山本哲子弁護士により、この裁判でどのようなことを求めているのか、裁判を起す意義、提訴日の告知などが説明され、その後弁護団員総勢27名の紹介もなされました。

◇ 昭島市、福生市、瑞穂町、埼玉県入間市等の横田基地周辺に位置する市町村からメッセージが寄せられたほか、厚木基地、岩国、嘉手納など、全国で基地騒音訴訟に取り組む原告団からの激励のメッセージも公開されました。

総会の締めくくりには、参加者全員で立ち上がり、拳を挙げて、今後の裁判及び運動を団結して盛り上げていく旨決意表明を行いました。

各地裁判報告

私たちが原告団の他にも、全国各地で基地による騒音公害とたたかっている原告団があります。今回は、その一部の原告団の活動を紹介します。

第三次嘉手納米軍基地爆音差止訴訟原告団は、平成23年4月28日に原告総勢2万2058名が国に対し騒音の差し止め等を求めて那覇地方裁判所沖縄支部へ提訴し、その内144名の原告が平成24年11月30日に米軍政府を相手として夜間の飛行差し止め及び損害賠償を求めて裁判を提起しております。これまで米軍政府への請求については、米軍の運用に日本の法の支配が及ばないとしたいわゆる「第三者行為論」によって請求が否定されてきたところ、その後制定された「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」に基づき改めて米軍政府への責任を追及することになりま

す。同法に基づく提訴は初めてのことであり、今後の動向が注目されます。

同じ横田基地関連しては、私たち原告団とは別途に、第9次横田基地公害訴訟が昨年12月12日に提起されており、今後も互いの活動を尊重し、協力しながら活動していくこととなります。

今後、各基地騒音訴訟の原告団の動きについてご紹介していきます。

編集後記

原告団ニュース第1号は、訴訟提起のその日に発行するという画期的な試みをしております。

裁判をたたかっていく中で、原告全員で情報を共有し、協力して活動に取り組むことが重要となります。

今後も原告の皆様向原告団・弁護団の活動報告及び基地訴訟に関連する話題を提供していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。(編集m)